

(案)

阪南市住民センターのあり方について（答申）

令和3年2月

阪南市住民センターあり方検討審議会

目次

はじめに	P. 1
答申	P. 2
1. 運営について（ソフト面）	P. 3～P. 5
(1) 運営主体について	
(2) 運営財源の確保について	
(3) 維持管理コストについて	
2. 施設について（ハード面）	P. 5
(1) 安全で安心な施設の確保について	
(2) 空き家の利活用など柔軟な施設活用について	
(3) 施設の整理統合について	
おわりに	P. 6
審議の経過	P. 7
阪南市立住民センターあり方検討審議会委員名簿	P. 8
〔添付資料〕住民センターの課題と解決・支援策	P. 9～P. 12

はじめに

阪南市の住民センターは、大阪府内では数少ない市保有の形態であり、昭和40年（1965年）代後半から昭和50年（1975年）代の人口急増期を中心に地域や住宅開発事業者から用地の提供を受け、国や電力会社等の補助金を活用して市が建設し、地域住民の交流の場として市民に活用されながら公共施設として市が維持管理を行ってきた。

また、平成17年（2005年）以降は、指定管理者制度を活用し、各地域の自治会長が指定管理者となり施設運営が行われている。

市内43カ所に立地する住民センターは、地域によって利活用の頻度に著しい差が生じており、自治会など各種団体が主催するサロンやカフェ、祭礼など身近な活動拠点としての利用が増加しているが、市が保有する公共施設であることから、条例等で使用目的が制限され、地域の自由な活動にこたえられない場面も生じている。

また、43施設のうち26施設が旧耐震基準の建物であり、耐震補強や老朽化対策については、十分な対応ができていない。

市が平成28年（2016年）に策定した公共施設等総合管理計画では、少子高齢化及び人口減少を背景に、市が所有する公共施設の総量（延床面積）を平成57年（令和27年・2045年）までに32%以上削減することを目標に設定している。その計画の中で住民センターは、地域へ移譲することを原則に施設の集約化（整理統合）、また、大規模改修のあり方や維持管理の費用負担等について条件整理を行い、各自治会と協議・検討を進めることとしている。

これを受け、短期中期的に住民センターの活用方法や運営手法を見直し、住民センターをこれまで以上に地域のつながりや活性化を図る拠点として、地域の自主的な裁量や創意工夫により柔軟かつ有効に活用できるよう、また、施設の再配置や地域への移譲を含め、持続可能な活動拠点とするため、令和元年7月（2019年）に12名の審議員による本審議会が発足し、住民センターの今後のあり方を市長から審議するように諮問を受けたものである。

市長からは下記2点を諮問された。

1. 持続可能な住民センターのあり方に関する事項
2. 前号に掲げるもののほか、持続可能な住民センターのあり方の検討を進めるため、重要な事項

市長からの諮問を受け、第1回審議会からおよそ2年にわたり9回の審議会を開催し、審議委員12名により重ねてきた議論の内容をもとに本答申書を作成した。

《答申》

住民センターの地域移譲を原則とする市の方針を背景に、住民センターを将来にわたって持続可能な地域の活動拠点とするため、慎重に審議した結果、配慮すべき事項を以下のとおり付し答申とする。

市におけるては、

- (1) 43カ所それぞれの住民センターが設置された経緯、地域の実情、今後の見通しを十分に整理、把握されたい。
- (2) 必要とされる具体的な対策や支援策については、^(※) [添付資料]「住民センターの課題と解決・支援策」に掲げる次の各分野の解決策・支援策を十分に整理、検討し、ソフトとハードの両面で必要な対策、支援策を講じられたい。(①地域のつながり②学びの場 ③健康づくり ④住みやすい地域 ⑤子育て・教育 ⑥安心・安全な地域 ⑦活気のある地域 ⑧建物・設備・立地 ⑨持続可能な運営手法 ⑩住民センターの担い手)
- (3) 具体的な取組の着手に際しては、(1)を十分に踏まえつつ、短期、中期、長期の視点を取り入れ、可能な限り具体的な(2)の対応策を取りまとめ、それぞれの地域と丁寧な議論を重ねながら進められたい。特に、利用促進並びに指定管理者の収益確保に向けて市が主体的に取り組むべく対応策については、可及的速やかに実行されたい。

市民におけるては、

地域の拠点施設は、地域住民のものとして、地域住民で協力して運営するとの意識を持ち、住民センターの運営について主体的に地域内で議論、検討されることを期待する。

また、審議会で重点的に議論を行った項目について、次項以下のとおり意見を申し添える。

※. [添付資料]「住民センターの課題と解決・支援策」は、審議会で議論を積み重ねた意見と、市内部の住民センターあり方検討庁内調整会議で関係課から地域移譲や整理統合を見据えて意見集約した市の考えを取りまとめたものである。

1. 運営について（ソフト面）

住民センター運営を持続可能なものとする方策として、市による利用制限の見直しや自主運営に向けた地域への財源支援、また、市と地域との協働による運営主体の育成、さらには、受益者負担の原則に基づく利用者としての地域の意識改革が必要である。

（1）運営の主体について

少子高齢化、人口減少が同時進行する中、自治会加入率の低下が見られるなど、地域活動の担い手の確保・育成が課題であり、地域自治の維持、強化の観点からも拠点運営を重視しつつ、以下の検討とそのための協議の支援が必要である。

① 担い手の事務負担の軽減（添付資料：8-D-III-⑥、10-D-I-③）

住民センターの利用受付事務や鍵の管理等、管理者の事務負担が増加している。

管理者の負担軽減に向け、先進的に取り組んでいる効率的な運営手法や管理運営システムについて情報収集を行い、その導入について市・地域で検討し、必要に応じた支援策を講じられたい。

② 担い手の育成（添付資料：10-D）

子どもや学生たち、また子育て世代が住民センターを居場所や活動拠点として活発に利用することで、施設への愛着心が芽生え、そして、子どもたちなどが地域運営に参加していくきっかけの場となることが期待できる。また、子どもたちの親世代も担い手の一員としての参加に期待が持てる。

そのためには、地域内での取り組みが重要となるが、子どもの頃から地域コミュニティの大切さを学ぶ機会を充実させることにより、子どもたちに地域コミュニティの役割や重要性の理解を促すこととなるため、市としても、学校教育や社会教育と連携を強め、総合的な取り組みを進められたい。

また、互助・共助や新たな公共としての助け合いが重要な社会的課題となりつつあり、地域運営の担い手づくりがますます大切なものとなっている。地域におけることは、住民センターの運営を通じて、互助・共助や新たな公共としての助け合いの心を育み、地域運営の担い手づくりにも取り組まれたい。

③ 各種団体との共同運営や広域化（添付資料：10-D-I-④、同-II-②、同-III-①）

自治会以外の地縁団体や社会福祉団体並びにN P Oなど、地域で活動する各種団体、また地域外を含めた様々な活動団体と共同・連携による運営、さらには隣接する自治会との広域共同運営について市・地域で検討し、地域の実情に応じた支援策を講じられたい。

(2) 運営財源の確保について

市の方針とする住民センターの運営に係る維持管理費の地域負担による自主運営への転換に向けては、光熱水費や修繕費の負担などに対応する地域による運営財源の確保は、必要不可欠な要素である。

他の自治体における、集会所を自主管理・自主運営している町会・自治会では、会員からの月会費と、地区外利用者からの使用料を財源に集会所を運営し、会員の都度使用料は無料にしている事例が多い。

こうした事例を参考にしつつ、以下の点について見直し、支援が必要である。

① 使用料収入の地域移譲（添付資料：9-D-I-④）

現在、使用料収入の10%を指定管理者である自治会に還元しているが、運営主体の財政基盤の確立のため、使用料収入を運営主体のものとされたい。

その措置によって、利用者増加に向けた運営者のさらなる創意工夫を促すためのインセンティブ（誘因）にもなる。

② 利用者負担の適正化（添付資料：1-D-I-②、9-D-I-①、同-②）

運営主体の財源に資する使用料については、移譲までの間、住民センター条例施行規則の一部改正による利用制限の緩和を行うとともに、減免制度を見直し、利用に係るガイドラインを作成して利用者負担の適正化を図られたい。

③ 地域活動団体補助金のあり方検討（添付資料：9-D-I-⑥）

市が地域で活動する各種団体に交付している補助金について、より柔軟に地域の実情に合った活動や困りごと、課題に即応できるようあり方を含め、再構築を検討されたい。

④ 他自治体での先進事例の情報収集と研究（添付資料：7-D-I-①、同-④）

他自治体で実施されているコミュニティビジネスの先進事例の情報を収集し、運営資金確保方策の研究、実践に向けた支援を行われたい。

(3) 維持管理コストについて

各施設に設置されている空調設備の違いによる電気基本料金の差をはじめ、消防設備及び浄化槽清掃にかかる点検費用など、施設や設備の大きさ、老朽化の度合い等の違いによる施設間の維持管理コストの格差が生じている。

また、様々なサークル活動や祭礼などで利用率が高い施設がある一方で、年間で数回程度の利用にとどまる利用率の低い施設があり、光熱水費や設備の点検費用など各住民センターにかかる維持管理コストは、利用頻度や施設の状況によって、施設毎に大きな差が生じている。

以上の施設間の格差の緩和に努めるとともに、地域の急激な負担増を避けるため、以下の必要な対策を講じられたい。

- ① 総合的な維持管理コスト低減策の研究・支援（添付資料：8-D-I-④、同-III-⑤）
施設の使用実態に応じた空調設備のあり方や電力契約の変更等をはじめ、他の光熱水費や維持管理コストの低減方策について、情報収集と施設毎の分析を重ね、施設改修の支援を実施されたい。
- ② 激変緩和措置の導入（添付資料：9-D-I-③）
(2) で述べた「使用料収入の地域移譲」などの対応を講じつつ、自主運営への転換後の地域の急激な負担増を避けるため、地域の実情を踏まえた激変緩和措置を講じられたい。

2. 施設について（ハード面）

43カ所の住民センターの内36カ所が災害時の避難所に指定されている。
また、26カ所が旧耐震施設基準の施設であり、最初の住民センターが設置されてから48年が経過するなか、施設の老朽化対策、耐震補強は喫緊の課題である。
また、空調機器入替やトイレの洋式化が進まないなど、設備面でも課題が多い。
こうした状況を踏まえ、市財政が非常に厳しい状況にあるなかで、住民センター維持管理費の地域負担相当額に市の財政状況を勘案した一般財源（市税）を加えた予算で財源を確保し、安全で安心な施設の確立に向けた計画的なハード面の強化の対策を行うよう強く求める。（添付資料：8-D-III-⑧、9-D-III-②）

（1）安全で安心な施設の確保について（添付資料：8-D-III-①）

施設利用の活性化には、安全で安心して利用しやすい施設へ改修することが大切であることから、避難所機能などそれぞれの施設の状況に応じた施設改修について、地域と密接な意見交換を行われたい。

また、将来の地域移譲を視野に入れて、ハード対策の制度構築に取り組まれたい。

（2）空き家の利活用など柔軟な施設活用について（添付資料：8-D-III-②）

地域によって住民センターの立地、利便性が異なっており、施設の耐震化確保と利便性向上の両立を図れる可能性がある空き家を住民センターとして利活用するなど、柔軟な施設の利活用について、市として対策を検討されたい。

（3）施設の整理統合について（添付資料：8-D-III-③）

共同運営や空き家の利活用等により不要となる住民センターについては、それぞれの住民センター整備の経緯を踏まえ、転用や売却を検討する際にも、地域の実情に配慮されたい。

おわりに

少子・高齢社会の中で、多様な市民が活力と個性をもって生き、だれひとり孤立することのない共生社会をつくることが求められている。

その中で住民センターは、コミュニケーションや共に学び癒やし合う「つながり」の場として、これまで以上に重要な役割を果たすものと考えられる。また、災害時における避難や情報交換の場所としての重要性も高まってきている。

一方、これまで住民センターは市の定めた古いルールのままとなっており、多様な利用がしにくかった。また、施設も老朽化が目立っている。

本審議会はこのような観点から、住民センターに関する現状の問題点と課題を整理してルールを見直す提案を行った。あわせて、持続可能な運営方法を含めて機能や役割を新しい視点で分析し、今後の利用の方向性を提案した。

市はこの方向で住民センターを支え、発展させてゆくことを期待する。

審議の経過

回	開催日	内 容
第1回	令和元年 7月 9日 (火)	○委員委嘱 ○住民センターあり方審議の方向性の説明 ○住民センターの現状説明 ○自由討論
第2回	令和元年 10月 4日 (金)	○自治体アンケート結果の報告 ○住民センター利用状況の説明 ○ワークショップ(テーマ:住民センターの運営について)
第3回	令和 2年 2月 17日 (月)	○今後の住民センター運営ビジョン(たたき台)について
第4回	令和 2年 3月 17日 (火)	○利用制限の緩和について
第5回	令和 2年 6月 15日 (月)	○阪南市立住民センター条例施行規則の改正案について ○持続可能な住民センター運営について
第6回	令和 2年 7月 6日 (月)	○阪南市立住民センターの運営と経費について
第7回	令和 2年 9月 28日 (月)	○阪南市立住民センター維持管理費について ○「地域拠点」の役割の検証
第8回	令和 2年 11月 9日 (月)	○「地域拠点」の役割の検証 ○答申素案について
第9回	令和 3年 2月 15日 (月)	○答申について

阪南市住民センターあり方検討審議会委員名簿

(任期：令和元年7月9日～令和3年2月15日)

役 職	氏 名	所 属 等	区 分
会 長	三星 昭宏	近畿大学 名誉教授	学識経験者
副会長	藤井 博志	関西学院大学 人間福祉学部社会福祉学科 教授	"
委 員	北浦 聖士	北浦司法書士事務所 司法書士	"
委 員	西浦 日出彰	阪南市自治会連合会 会長	関係団体の代表者 (令和2年3月末まで)
委 員	戸口 博行	阪南市自治会連合会 会長	" (令和2年4月以降)
委 員	土井 清史	阪南市自治会連合会 箱作東自治会長	"
委 員	肥田 茂夫	阪南市校区福祉委員会	"
委 員	小坂 義	阪南市市民活動センター (特定非営利活動法人大阪NPOセンター)	" (令和2年3月末まで)
委 員	坂上 尚大	阪南市市民活動センター (社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会)	" (令和2年4月以降)
委 員	谷下 宗一	阪南市老人クラブ連合会 会長	"
委 員	吉田 美智子	阪南市連合婦人会 会長	"
委 員	山本 英里子	阪南市こども会育成連絡協議会	"
委 員	岡 保正	公募市民	公募市民
委 員	南山 友美	公募市民	"

(敬称略)